

リスク管理規則 制定の件

(公財)日本サッカー協会 2017年度9月理事会

September 14th, 2017

Japan Football Association



1. **リスク管理規則 制定の背景**
2. **制定の目的、リスクの定義**
3. **役職員の責務、対応**
4. **リスク管理検討会の設置**
5. **緊急事態対応**

1. リスク管理規則 制定の背景

2017年3月理事会において、「JFA内部統制基本方針(案)」策定した。
2017年12月理事会での最終化を目指し、
現在、個々に諸規程、諸機関及びプロセスを制定、整備を進めている。

今回、内部統制基本方針における
“損失の危険の管理に関する規程その他の体制”を構築すべく、
リスク管理規程を制定したい。

<2017年度3月理事会「公益財団法人日本サッカー協会内部統制基本方針(案)」より

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 本協会に係る損失の危険(以下「リスク」という。)管理のため、リスク管理規程を制定する。
リスク管理規程には、本協会全体のリスク及び本協会の事業に伴う個々のリスクの管理について、規定する。

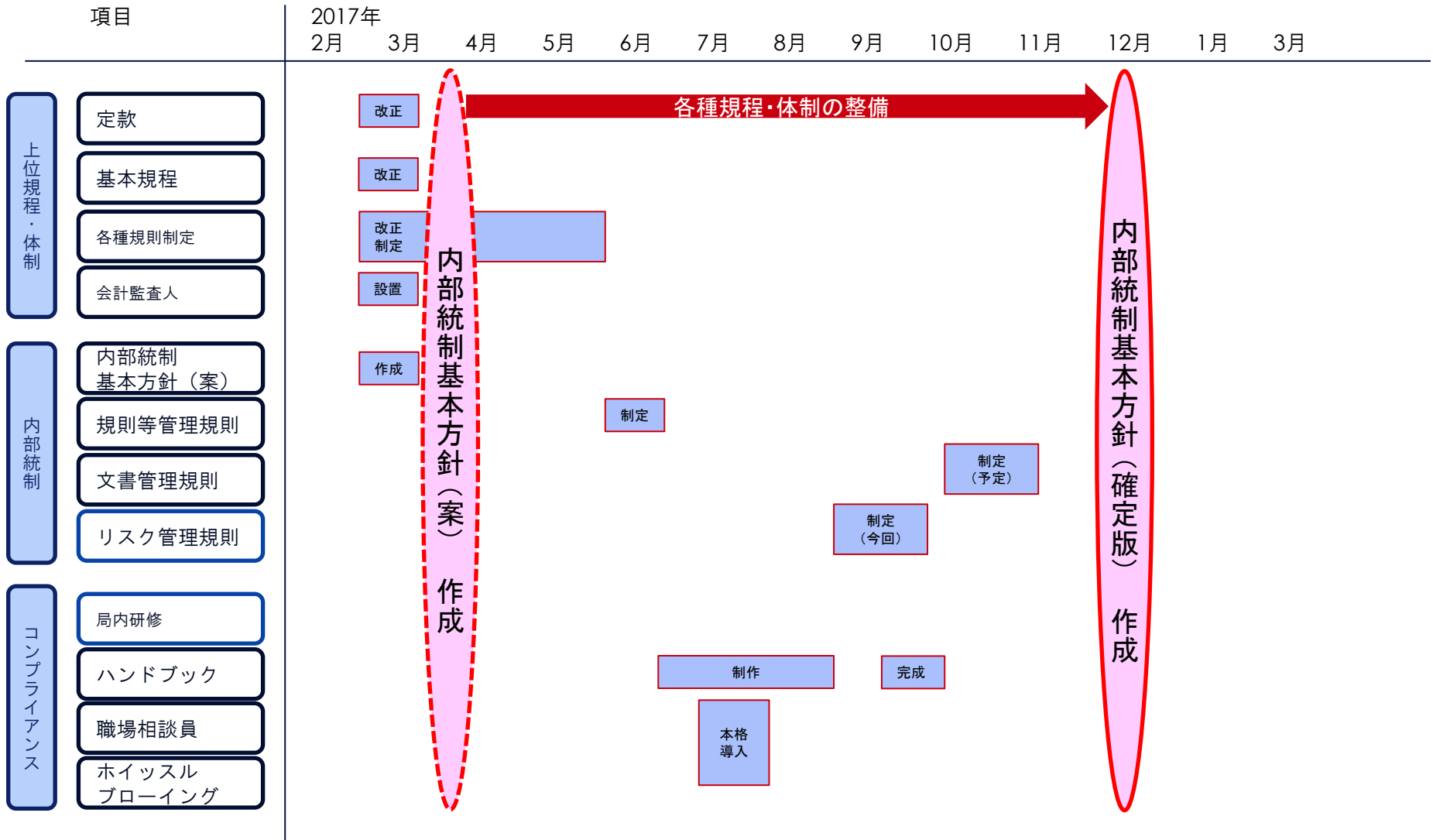
(2) リスク管理担当の業務執行理事及びリスク管理統括部署を設置し、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。

(3) 本協会及びその事業に内在する障害、瑕疵、情報漏洩、信用失墜、システム障害、災害等によるリスクを分析、抽出すると共にしかるべき予防措置をとる。

緊急時の対策等をマニュアル化し、対応について訓練する。また、危機発生時にはこれに基づき対応し、事業の早期回復、信用回復等できるようにする。また、

(4) 活動の定着を図るため、継続的に改善活動を行う。

タイムライン(2017年～)



2. 制定の目的、リスクの定義

目的	定款第50条の規定に基づき、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）にかかるリスクの適切な管理、対応並びに緊急事態対応に関して必要な事項を定め、かかるリスクの防止及び損失の最小化を図ると共に、本協会事業の円滑、効率的、永続的な遂行に資すること
リスクの定義	本協会や日本サッカーの目的及び事業に対する不確かな影響であり、具体的に、物理的、経済的又は信用に不利益や損失を生じさせるすべての可能性
(1)信用リスク	不全な公益活動や情報の提供、八百長の発生等による信用低下
(2)財政リスク	収入減等による財政悪化
(3)人的リスク	本協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）の不正、役員間の内紛、代表者の承継問題等
(4)事故災害リスク	自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症の発生
(5)外的リスク	外部からの危機及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
(6)情報漏洩リスク	本協会、本協会管理の個人情報漏洩による信用失墜、本協会等への攻撃等
(7)その他のリスク	上記(1)から(6)に準ずる事案の発生

3. 役職員の責務、対応

第3条 責務

役職員は、業務の遂行にあたって、法令及び本協会の規則等を含むリスク管理に関する規定を遵守する。

役職員は、本協会のリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案及び実施する過程において知り得た情報を漏洩してはならない。

第4条 対応

1 役職員は、リスク顕在化を積極的に予見し、適切に評価する。また、業務上の意思決定をするにあたり、リスク顕在化の可能性がある場合、適切、確実に対応できるよう、必要な措置を事前に講じる。

2 役職員は、リスクが顕在化したとき、本協会に生じる不利益や損失を最小化するため、必要な初動対応を十分な注意をもって行う。

3 役職員は、リスク顕在化後、速やかに上位者に必要な報告を行う。また、必要に応じ、関係部署と協議を行い、その後の処理については本協会の会長（以下「会長」という。）又は専務理事の指示に従う。

4 役職員は、顕在化リスクに起因する新たなリスクに備え、必要な措置を事前に講じる。

5 管理部は、リスク管理担当部として本協会のリスク管理及び緊急事態対応にかかる業務を行う。

第5条 報告

役職員は、顕在化したリスクの処理が完了後、処理の経過及び結果について記録を作成し、会長又は専務理事等に報告する。

4. リスク管理検討会の設置（主なポイント）

第6条 構成	(1)リーダー:専務理事 (2)サブリーダー:リーダーが指名した者 (3)メンバー:事務総長、事務局長、部室長及びリーダーが必要に応じ指名した者 (外部有識者を含む。) (4)幹事:管理部
開催	原則として、6ヶ月に1回以上
第7条 業務	(1)リスクの抽出及び分析、評価 (2)リスク管理に必要な情報収集及び役職員との共有 (3)リスク顕在化未然防止、緊急連絡体制の構築、リスク顕在化時対応策等の作成 (4)リスク及び緊急事態に関する教育、研修会の実施 (5)顕在化したリスクにつき、初動対応を含む迅速かつ適切な管理、利益の最大化、損失の最小化等対応策の検討及び実施 (6)実施したリスク対策、緊急時対策の分析、評価及び改善策の検討 (7)その他、リスク管理及び緊急事態対応に必要なこと
報告	6ヶ月に1回以上理事会にリスク管理に関して報告
第8条 教育訓練	1 リーダーは、役職員がリスク管理の考え方を理解し、リスクが顕在化した場合の連絡通報、初動対応、拡大防止、また、緊急時対応が円滑かつ混乱なく実施できるよう、役職員に教育訓練を行う。 2 教育訓練は、少なくとも1年に1回以上実施する。なお、リスクの顕在化が急迫している場合には、可及的速やかに追加実施する。

5. 緊急事態対応

第9条 緊急事態の範囲

- (1) 自然災害、戦争
 - ① 地震や津波による災害
 - ② 台風、ゲリラ豪雨等の災害
 - ③ 日本を脅かす戦争や紛争
- (2) 事故
 - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ② 本協会の活動又はサッカーに起因する重大な事故
 - ③ 役職員にかかる重大な人身事故
- (3) インフルエンザ等の感染症
- (4) 犯罪
 - ① 建物施設破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫及びサーバーへの攻撃を含む外部からの不法な攻撃
 - ② サッカーの試合や競技会・フェスティバル等に対する外部からの不法な攻撃
 - ③ 本協会の法令違反、役職員による背任、横領等の不祥事
- (5) 日本のサッカーに関する試合や競技会・フェスティバル等における八百長の発覚等重大な事件により発生する信用失墜
- (6) 個人情報流出
- (7) その他上記に準ずる本協会の経営及び運営上の緊急事態

5. 緊急事態対応 対策室の設置（主なポイント）

第12条 設置	緊急事態の発生又は発生が予測され、本協会全体として対応の必要であると判断される場合、会長を統括責任者とする緊急事態対策室を設置する
第13条 構成	(1) 室長: 会長 (2) 室長代理: 専務理事 (3) 室員: 事務総長、事務局長、コミュニケーション部長及び室長が指名する役職員 (4) 幹事: 管理部長
第16条 業務	(1) 情報の収集、確認、分析及び評価 (2) 応急処置の決定及び指示 (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定 (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定 (5) 本協会内連絡、その内容、時期及び方法の決定 (6) 地域・都道府県サッカー協会、加盟団体への連絡及びその内容、時期及び方法の決定 (7) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定 (8) 対策実施上の役割分担等の決定、対策実行の指示及び実行の確認 (9) 実施した対策の分析、評価 (10) その他、必要事項の決定
第21条 理事会への報告	(1) 実施内容 (2) 実施に至る経緯 (3) 実施に要した費用 (4) 今後の対処方針 (5) その他報告が必要なこと



Thank you.